

1.宇治市の教育について

(1) (仮称) 第一小中一貫校について

平成24年3月開校へ向け、工事も本格化し地元でも期待が高まってきています。

しかし、本定例会においても複数の議員から指摘があったようにいくつかの課題が残っています。

【質問：①】

敷地拡大について

さまざまな場で敷地拡大を求め、市教委からは前向きな答弁を頂いたと認識していますが、現在までの取り組み状況と今後の見通しについてお尋ねいたします。

【答弁：①】

(仮称) 第一小中一貫校の敷地につきましては、従前より平田議員から、周辺地域、隣接地の敷地拡大について強く要望をいただいております。したがいまして、市教委といたしましても、黄檗公園など地域の教育環境の資源をフルに活用した教育活動を展開してまいりますとともに、教育環境をなお一層向上させる手立てがないか十分検討してまいったところでございます。

その中で、近隣地買収の可能性について関係者及び関係部局と協議を行っているところございまして、今後も引き続き努力してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

【質問：②】

土地の買収については相手のあることなのでこれ以上追及いたしません、引き続き敷地拡大へ向けご尽力いただき、一日も早く吉報が届くことを期待しておきます。

といたしますのも、文部科学省は少人数学級化を具体的に打ち出しています。そこで懸念されるのが教室数の確保です。先日も山崎議員の質問に対し自信を持って答弁されていますのでそう心配はしていませんが、小中一貫校への期待が高まるにつれ校区内への転入者が増えているという話も聞いています。喜ばしいことではありますが、想定外のような問題が発生する可能性もあります。

そこで改めて小中一貫校のメリット・デメリットについてお尋ねいたします。

【答弁：②】

小中一貫教育は児童生徒の発達の変化に対応し、これまでの小学校・中学校の教育システムや指導の良さを生かしながら、児童生徒が戸惑いや不安を感じることなく成長していける有効な教育システムであると考えております。

小中一貫校におきましては、小・中学校の教職員が常時、同一の敷地内で教育活動を行うことにより、より多様な取組を企画し実践できるものでございます。共通した目標、学校組織や運営体制の一体化、系統的・継続的な学習指導・生徒指導、また児童生徒の交流活動につきましても、他の小中一貫教育校に比べ、より強固な小中一貫教育が期待できると考えております。

また、小中一貫校における教育方法でございますが、その方法やシステムだけで教育を行うといったことには当然なりません。その方法やシステムのねらいを教職員が十分に理解をした上で、新たな発想を盛り込んだ取組を行うことによりまして、より充実した教育が進められ、初めて小中一貫校のメリットが生まれてくるものであると考えております。このように小中一貫校の特色を最大限に生かした取組を実施しない限り、場合によっては単に人数が増えただけの学校となり、デメリットが生じる場合もございます。

いずれにいたしましても、小中一貫校におきまして、本当に子どもにとってのびのびとした教育活動が行われるためには、充実した施設とともに、その施設を機能させる教職員の取組、保護者や地域の皆様のご支援があってこそ充実した教育活動が実現するものと考えておりますのでご理解賜りますようお願い申し上げます。

【質問：③】

デメリットの内容については言及されませんでした。物事にはメリットだけでなく必ずデメリットがあります。その辺りも十分に検討して置かないと問題が発生した際、すぐに対応できません。広義な意味での危機管理意識を持っておく必要があるということを指摘しておきます。そこで質問ですが、開校後、今の答弁で示されたメリットについて、実証するための様々な検証も予定されていると思いますが、その前提となる現状の把握並びに分析は出来ているのか、お尋ねいたします。

【答弁：③】

小中一貫校開校後の成果につきましては様々な具体的なデータをもとに検証を行うことが必要と考えております。しかしながら、中学生が在籍していない今現在におきましては、まだ中学生に関するデータもなく十分な検証は困難であると考えております。

これからどのようなデータを集め、どのように検証していくかを検討している段階でございます。開校以降の児童生徒の学力や体力の変化、生徒指導上の問題行動や不登校の状況、また、児童生徒の意識の変容等をていねいに集約し、小中一貫校においての成果を具体的な裏付けをもとに検証していく方法を検討したいと考えておりますのでご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

【質問：④】

～意見として～

まず、「一貫校」と「小学校・中学校の単独校」を比較する前段階として単独校時のデータ収集と分析を行い、その次に、一貫校になってからを検証し、他の単独校との比較検討を行うことになると思います。

教育の成果については、具体的裏づけのない理想論で語るが無意味な時代にやっとなってきたと考えています。では、何をもって教育成果とみなすのか？ 実際の教育に関する客観的なデータや現状分析、地味ながらも綿密な実証研究が必要なことは当然で、だからこそ、教育成果の中で、最も関心が高く数値で表しやすい学力を指標化することが一般的になってきていると思います。

そこで課題となるのが、我々もよく使う、中央教育審議会のいう「生きる力」という概念。感覚的には理解できても、それをいったいどうやって検証するのか？ またその達成度はどう計るのか？ 疑問であります。

教育の成果すべてを数値で表すことが出来るとは思いません。しかし、世田谷区では 2002 年度から小中学校の教育理念の達成目標を数値で表す新制度を実施しています。やろうと思えばいろんな知恵が生まれてきます。本市市教委はそうではないと思いますが、一部の方が主張する教育成果をまったく測定不能なもののみならず外部評価すら拒否することは望ましいことではありません。

今回もそうですが、基礎的データが数値化されていない（或いは公表されていない）ことに本質的な問題があることを指摘してこの質問を終わります。

【質問：⑤】

～河上議員の質問に対する答弁～ **【開校準備体制についての答弁要旨】（予定）**

開校準備室でございますが、学校において検討する事項について進めていく組織が必要ではないかのご指摘からだと思いますが、市教委といたしましても宇治小学校の教職員だけで、日々の宇治小学校の学校教育活動に加えて、さらに新設中学校を含む（仮称）第一小中一貫校の開校準備を進めていくことは負担が大きいということ

とは認識をしておりますので、一定の支援と対応が行える体制を何らかの形で取っていく必要があると考えております。このことをどのような形態や内容で進めていくのかにつきましては、今後関係部局と調整してまいりたいと考えております。

【要望】

先ほど開校に向けての体制づくりについて、河上議員が質問され「必要性については十分認識している旨」の答弁もありましたので、重ねて「学校敷地内への開設準備室の設置と市教委からスタッフ派遣」について強く求めておきます。よろしくお願いいたします。

(2) 教育の連続性について

①幼小連携：幼稚園・保育園から小学校への滑らかな移行について

【質問：①】

教育の連続性について語る際、常に中一（学年）ギャップのことが課題視されます。当然ながら課題はそれだけではありません。子どもは、「連続」した生活や学びの中で、育ち、人間力＝生きる力を形成され、社会の中で自立した一人の人間に成長していきます。特に、生活や遊びを通して学びの基礎を育む幼児期から、小学校での教科等の系統だてた学習を行う児童期への移行については、「幼稚園・保育園・学校等での発達や学びの連続性」を確保することが重要であり、子どもの発達を軸に、幼稚園・保育園・学校等は、それぞれ連携して教育効果を高めていく必要があります。

そこで、幼稚園・保育園と小学校の連携は、行事的な交流だけでなく、継続的な授業交流や共同研究などを通じ、相互が理解を深めることは各々の教育の質を高めていくことにもなります。その為には、幼稚園・保育園・小学校のより綿密なネットワークが必要です。

保育園と小学校の場合、幼稚園と小学校の場合、さらには公立と民間の場合では運営方針等大きな違いもあると思いますが、現状についてお尋ねいたします。

【答弁：①】

保幼小連携といたしましては、乳幼児と児童の交流として、従来からの1年生体験入学において、幼児と1年生が合同で学習を行うなどの取組に加え、生活科の収穫祭・総合的な学習の時間の発表会や運動会、演劇鑑賞会等の学校行事に近隣の保育所や幼稚園の幼児を招待するといった取組も広く行われているところです。

こうした行事での幼児との交流の他、教員によるお互いの交流として、遊びや教科の授業参観や保育参観、またその後に指導者合同研修会や事例研修を行ったり、さらには保育指針、幼稚園教育要領、小学校学習指導要領の理解のための教職員研修を実施するなどの、教職員の交流や研修などの取組も行われてきております。

次に、保育園と小学校、幼稚園と小学校、さらには公立と民間、等々の交流につきましては、保育や指導方針上の違いからの不十分さもございますが、何よりも小学校との位置関係などの立地上の課題が、保育所・幼稚園と小学校の連携の難しさとなっているように聞いております。

しかしながら、今回改訂されました小学校学習指導要領、保育指針、幼稚園教育要領のいずれにも、幼稚園や保育所と小学校との連携や交流が求められており、さらには保育指針と幼稚園教育要領の類似性が増していることなどから、幼児期の遊びを通して学ぶ「保育活動」から、小学校以降の教科学習が中心の「教育活動」への円滑な移行に向け、組織的で効果的な保幼小連携を図ることが大切であり、今求められているところであると考えております。

今後も公私を問わず、現在実施している幼児と児童との交流の充実や、指導者同士が、保育指針、幼稚園教育要領、小学校学習指導要領について共通理解を図り、互いの実践交流を行う研修会の実施等を、充実させていくことが大切であると考えているところでございます。

【質問：②】

目指すものについては同じ認識だと理解しましたが、実行にうつさなければ意味がありません。難しい課題があることは承知して
いますが必要不可欠なことであります。是非とも早急に取り組んでいただくよう強く要望しておきます。

次に、②小学校と中学校の連携、家庭・地域との連携（教育力の向上）について、

小学校での教育成果を生かし、中学校においてより質の高い教育活動を行なうために、小学校・中学校が連携し、子どもの発達段階に応じた適切な指導・取り組みを行う。その効果的な手法が小中一貫教育であり一貫校だと説明を受けています。さらに、子どもの望ましい基本的な生活習慣や家庭学習の習慣化を図るためには、家庭と地域が連携して、教育力の向上を図る必要があります。きめ細やかな家庭教育支援を行うために、幼稚園・保育園・学校等が連携して相談機能を充実し、学習情報の提供なども必要だといわれていますが、本市での具体的な取り組みについてお尋ねいたします。

さらに、本市においては小学校単位を中心に音楽や芸術、スポーツの分野での活動も活発に行われています。しかし、全ての中学校とは言いませんが指導者不足等により中学生世代での育成はおざなりになっているところも相当数あります。このような課題の解消を図る意味でも一貫教育や一貫校には期待したいと思いますが、現実には、社会人講師や外部指導者による小・中学校連続しての指導・育成が効果的だと思います。

そのような取り組みへの具体的決定権は、どなたにあると考えればいいのかお尋ねいたします。

【答弁：②】

家庭教育支援といたしましての、相談活動や情報提供などの取組でございますが、小学校や幼稚園で行っている相談活動や教育講演会などに加えまして、通級指導教室や「まなびアドバイザー」による相談や支援、スクールカウンセラーや電話相談などの取組を進めているところでございます。

また「親のための応援塾」等の取組で各学校のPTA活動において、就学前の子どもを持つ保護者との交流会を開催し、子育てに関する悩みや情報を交換したり、合同講演会を開催するなどの取組が行われてきております。

各中学校区では、現在進めております小中一貫教育に合わせ、小中学校の交流はもとより、小中の育友会・PTA、地域が連携し、児童生徒や保護者、地域の方々が参加する行事や講演会・研修会等を実施する中、互いの交流を深めていただいているところでございます。今後、本市の小中一貫教育を進めていく上で、こうした各中学校校区での学校・家庭・地域社会が一体となった家庭や地域の教育力の向上に向けた取組を進めていくことが重要であると考えているところでございます。

次に部活動の指導者についてでございますが、各中学校では教員が部活動の顧問や指導に当たっておりますが、さらに競技力の向上に向けまして地域の方々に部活動の指導者をお願いし、その活動の充実を図っているところでございます。

社会人講師や指導者への依頼の決定は、各学校長にあります。こうしたことから学校支援といたしまして市教委では、地域人材、社会人講師を広く地域に呼びかけ、宇治市生涯学習人材バンクへの登録をお願いし、学校への情報提供を行っておりますが、双方のニーズがマッチングしないこともあり、広い分野における指導者確保は、容易ではないのが実情でございます。今後本人材バンクの積極的な活用に向けて、学校のニーズの再調査等も実施してまいりたいと考えております。

(3) 安全・安心メールについて

【質問：①】

市内の小中学校では育友会・PTAが中心となって、様々な仕組みやソフトを活用して不審者情報等のメール配信を行っていると聞いていますが、その実態について市教委はどのように把握されているのかお尋ねいたします。

私の知り得た情報では、有料・無料、或いは無料でも企業の宣伝が添付されているものまで様々であり、情報の提供方法・共有化といった観点から決して好ましい状況であるとは思えません。

宇治市の「防災・安心情報」や京都府の「防災・防犯情報」がメール配信されていますが需要と供給側のニーズにズレがあるのも事実であり、安全・安心情報だけでなく、少しの工夫で学校や保護者相互が必要とする情報が受発信できる仕組みをもったソフトも沢山出回っています。

市教委或いは宇治市が主体となって共通の仕組みを構築する予定はないのか、お尋ねいたします。

【答弁：①】

学校におけるメール配信に関して、複数の学校でPTAなどが独自に不審者情報等を発信しておられていることは承知いたしております。

市教委といたしましては、各学校で配信内容にバラツキがあることや、経費についても多寡があることなどから、統一したシステムの検討を行うため、数社の事業者から情報収集等も行っていました。

また、学校内の配信と地域の見守り隊等への配信が統一されたほうが好ましいという判断から、今回京都NPOセンターが構築を目指しておられる、ネットワークの一部を利用したメール配信の仕組みが利用できないか検討することといたしました。

この間、校長会に対して、検討内容の進捗状況等もお話いただいております。課題等もその場で出されたところで、そのためシステム構築のワーキンググループに市教委の指導主事も参画し、内容の検討を鋭意進めており、できるだけ早期に有効なサービス利用ができるよう目指しております。

いずれにいたしましても、システムの利用が可能となりましたら、学校での活用を関係部局と十分協議してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

【質問：②】 指摘

分かりました。

新年度からと言わず一刻も早く統一したシステムの構築を行い実施されることを期待しております。

2.第2期宇治市地域福祉計画について

(1) 第1期宇治市地域福祉計画からの変更点について

【質問：①】

本年8月、平成22年版厚生労働白書～参加型社会保証の確立に向けて～が発表されました。このタイトルからも分かるように厚生労働省は、今回の白書の特徴として「今年の白書では厚生労働省改革元年と位置づけ、年金記録問題や薬害肝炎問題の反省を踏まえた役所文化を変える取り組みを記述した。その上で、今後日本が進むべき方向として新たに参加型社会保障（ポジティブ・ウェルフェア）の考え方を提起、現時点の検討状況を記載したこと」をあげており、これは従来の厚生労働行政から画期的な方向転換であり高く評価するものがあります。そこで、本市の健康福祉部関連での最上位計画にあたる（と私は考えていますが）「第2期地域福

祉計画（初案）」について所管の委員会で報告がありました。しかし、厚生労働白書の中で触れてある、時代認識から考察すると、腑に落ちない点がいくつかあります。

そこで、まず第1期地域福祉計画からの変更点をお尋ねいたします。

【答弁：①】

第1期計画が策定されてから7年が経過し、その間、少子高齢化の進行や地域社会の変化に伴い、地域で高齢者や障害者の孤立を防ぐ課題や、各種福祉制度のはざまの課題など公的な福祉サービスや行政だけでは解決できない課題への取り組みが求められてきております。

こうした本市の地域福祉を取り巻く社会情勢の変化をふまえて、現在パブリックコメントを実施しております第2期宇治市地域福祉計画（初案）では、地域福祉活動をさらに拡充し、みんなの手で広げていくためにより多くの人に活動を知ってもらうことが重要であるとの認識に立ち、「魅力ある活動を みんなの手で 見えるかたち」という「地域福祉活動の指針」を新たに設定いたしました。

さらに、「地域福祉推進のプログラム」におきましては、第2期計画期間中に取り組むべき項目を43の具体的な取り組み項目としてまとめ、新たに3つの項目を設けました。

1つ目は、災害時要援護者避難支援方策についてです。災害時に自力での避難が困難な人の情報を本人の同意を得たうえで町内会・自治会等と共有し、いざという時に助け合える体制の整備を進めていくこと。

2つ目は、気軽に地域福祉活動に参加できるきっかけづくりの支援です。知識や経験を持った人を活動へとコーディネートする仕組みや、様々な活動の新たな担い手の確保に努めていくこと。

3つ目は、地域での見守り等を通じて、近年社会問題となっている虐待やDV、自殺防止、引きこもり対策等への支援の取り組みを推進していくこととございます。

さらに今回の計画では、第1期計画期間中の取り組みや各種アンケート調査結果等を踏まえて特に重点的に取り組む項目として、災害時の避難体制の整備や気軽に集まれる地域の活動拠点の確保、孤立を未然に防ぐ地域づくりの推進など5つの項目を設定いたしました。

このようなことが、第1期地域福祉計画からの変更点といえます。

尚、現在12月1日より来年の1月4日までパブリックコメントを実施しておりますが、そのご意見等を踏まえて、あらためて、所管の委員会に報告をする予定としておりますのでよろしくお願いいたします。

【質問：②】

この第2期地域福祉計画については、昨年11月の文教福祉常任委員会でも経過が報告されています。

その際、当時の中島地域福祉室長は、他自治体の策定状況を分析され「1期計画は手探り状況で作ってきた。2期計画くらいから、本格的な独自性も入れて1期の課題を取り込んだ計画にしている」旨の発言をされています。さらに「宇治市も1期のこの7年間の反省とかを含みまして、また、地域でいろんなさまざまな声を聞いておりますので、そういう反映した計画にすれば・・・(中略)・・・今後のあるべき地域福祉の課題が模索できるのではないかと考えています。」と発言されています。まさしく正論であります。

しかし、今、変更点について縷々説明を頂きましたが、宇治市として主体性ある反省なり検討が行われたのかよく分かりませんでした。さらに上位計画の総合計画が実効性ある計画として大きく変わろうとしています。この第2期地域福祉計画（初案）は連動出来ていないように感じます。その当たりについてもう少し詳しい説明をお願いいたします。

【答弁：②】

第2期地域福祉計画（初案）の策定にあたりましては、本市における地域福祉を推進するうえでの、現状と課

題を把握するために、地域住民からの意見を直接聞く「いきいき福祉ふれあいのつどい」地域懇談会の開催や、市民3000人を対象としたアンケートの実施、福祉関係事業者や関係団体からのアンケートの実施など行い、整理を行ってまいりました。

そこで明らかになった、地域福祉活動上の課題は、これまで地域での活動に参加していなかった人に参加を働きかけ、多くの市民が気軽に参加できる仕組みを考える事が必要であり、そのために小地域レベルでの活動の活性化、新たな活動創出への支援を行うことが必要であることがあげられております。

また、地域には様々な団体がございますが、団体同士のつながりが少ないこと、地域住民同士のつながりの希薄化が課題として明らかになりました。このような課題の解決に向けまして、地域福祉プログラムとして43項目の具体的な取組み項目を掲げて推進をしていく考えでございます。

また上位計画である総合計画の策定経過の中で議論いただいている、基本構想や中期計画の取り組みの方向の内容とも整合を図りながら、第2期地域福祉計画(初案)の地域福祉プログラムを策定するものでございますのでご理解賜りたいと存じます。

【質問：③】

少し視点を変えて質問します。

このような長期に亘る重要な計画(施策)を策定する際には、上位・下位をきちんと位置付けた上で体系的に整理する必要があります。

つまり、総合計画 → 地域福祉計画 → 部門別計画とあるべきです。しかし本市では、総合計画と地域福祉計画の間に上下関係があっても、地域福祉計画と部門別計画の間に上下関係は無いとされていますが、総合計画と部門別計画には上下関係があります。これではそれぞれの計画間で整合性を図ることは非常に困難になります。なぜこのような位置づけとしているのか、お尋ねいたします。

また、現在策定中の総合計画においては可能な限り具体的な目標値・指標値を示しているのに対し、地域福祉計画(初案)では努力目標的表現に留まっています。さらに、総合計画では、実効性を高めるため11年を3期に分けた実施計画を策定し、社会環境等の変化に対応させようとしていますが、地域福祉計画(初案)では、概ね5年後に必要な点検・見直しに留まっています。さらに基本理念についても(H16.3策定)第1期地域福祉計画での「一人ひとりを認め合い、ともに支え合う 安心して暮らせる、住民主体の福祉のまちづくり」、を今回の第2期地域福祉計画案でも踏襲していますが、達成度について一体どのような方法で検証しようと考えているのかお尋ねいたします。

【答弁：③】

本市におきましては、総合計画を上位計画とし、そのもとで個別計画として高齢者保健福祉計画、児童育成計画や障害福祉計画などを策定しております。これらの、分野別の個別計画では、個別施策のサービス量を数値目標として、具体的に位置付けてを行っております。

一方、地域福祉計画は生活の場である地域に着目し、地域においてどのように支え合い助け合っていけば、子ども・高齢者・障害者をはじめ全ての人が暮らしやすい街になるかについて、課題の解決の方向性を示す計画でございます。

また、地域福祉の視点から福祉分野の各個別計画と相互に連携し、地域の生活課題に対応するために策定するものであり、地域福祉計画を各個別計画の上位計画として位置付けてはおりません。

従って地域福祉計画は、住民、社会福祉に関する活動を行う人々、福祉サービス事業者、社会福祉協議会、行政の5者が相互連携・協働してどう進めていくかを定めていくところに特徴がありますので、具体的な数値目標を示すことが困難な項目が多いために定性的な表記としているところでございます。

次に、第2期宇治市地域福祉計画の期間を11年としておりますのは、第5次総合計画の基本構想の期間と整合を図ったものでございます。先程も申し上げましたように、住民参加を前提として、地域の市民や行政、関係団体との協働による地域福祉推進のまちづくりを進めていくものでございますので、一定長期的な展望のもとで、プログラムを展開することが必要であると考えております。そして、その間の取り組みの進捗状況や大規模な福祉制度の改廃や抜本的な見直し等に対応するため、概ね5年後を目途に必要な点検・見直しを行うこととしております。

次に進捗状況の評価方法につきましては、行政が行います施策につきましては、庁内関係課で構成する「宇治市地域福祉計画推進会議」で評価し、社会福祉協議会などの他団体で実施されている事業等についての進行状況も含めて、市民の関係団体等で構成する「宇治市地域福祉推進委員会」で計画全体の点検評価を行うこととしておりますが、住民の参加を前提とした計画でございますことから、市民に分かりやすい評価方法や公表の仕方については十分に検討してまいりたいと考えております。

【質問：④】 ～指摘～

答弁を聞いて違和感を持つのは、せっかく市民意見を聞いているのに「地域福祉計画」が現在の市役所組織の仕組みありきで作られていることです。

私は、地域福祉計画には「地域で住み続ける」為の社会福祉全てが網羅されていなければならないと思います。しかし、本市の場合、健康福祉部の各課が主管となって作成する部門別計画が優先され、それに漏れたものをまとめたものが地域福祉計画。つまり、既存の高齢者、障がい者、児童といった領域別・部門別の計画に無い部分、この部分が地域福祉計画の本体となっています。

確かにこの考え方自体は間違いではないし、他の自治体でもそのような考えの下作られた地域福祉計画がほとんどかもしれません。しかし私は考え方が逆であると思います。つまり地域福祉計画という大きな枠組み中で領域別・部門別計画を設定する。当然ながらそれに漏れたものも地域福祉計画の中に盛り込まれている。

そうすることで初めて、領域別・部門別計画全ての進行管理や予算コントロールが可能となります。今の各課、連携しても干渉しないというスタイルは、まさしく縦割り行政の弊害であり「部長所管業務」と「理事所管業務」を明確に分けていることが最大の障害となっています。早急に組織機構を見直し再構築されることを強く要望いたします。

いずれにしても生活課題の全てを、行政の各種福祉施策や制度で対応することは不可能です。地域コミュニティが構築されていた時代、住民間で生活課題について需要と供給のバランスはある程度取れていました。しかし、今は違います。では、改めて需要と供給を結びつける仕組み、住民同士の支え合いの仕組みをどう再構築するのか。私は、行政の都合による各種計画策定時の住民参加への呼び掛けだけでなく、住民が主体となった福祉課題から生活課題への視点の置き換え、並びに住民による地域福祉コミュニティが不可欠であることを指摘しておきます。

(2) 地域福祉計画に求められているものについて

【質問：①】

地域福祉計画策定において、多様な住民参加の手法が用いられている点については評価しています。

そこで、ここでいう「生活課題」とは何か？ また、地域福祉の可能性を考えた場合、「住民参加」が、なぜ重要でどのような意味を持つと考えているのかお尋ねいたします。

【答弁：①】

本計画において「生活課題」として考えておりますのは、地域で高齢者や障害者などが普通の暮らしを営んでいく上で困っている事象が生活課題であると考えております。例えば、高齢による体力の低下や障害によって、電球の交換などや、ちょっとした家具の修理やごみ出しができない、買い物に行っても買ったものが持てないなど暮らしの周辺のあらゆる場面で起こりうるものでございます。このような多様な生活課題に対しては、公的な福祉サービスや行政だけで対応することは困難であり、民生委員や学区福祉委員、NPO、ボランティアなど様々な市民による「新たな支え合い」が求められております。

住民参加の重要性につきましては、国の地域福祉計画策定指針の中でも、地域住民を施策の対象としてのみとらえるのではなく、地域福祉の新たな担い手として位置付けるとともに、地域住民の自主的な活動と関係諸団体及び公的なサービスとの連携を図っていくことが今後ますます重要になって来ると指摘をされているところでございます。

今回の地域福祉計画では、住民、社会福祉に関する活動を行う人々、福祉サービス事業者、社会福祉協議会、行政の5者それぞれが、その役割を認識し、相互連携・協働しながら地域福祉を進めることを基本にすえて策定しているところでございます。

尚、計画の策定にあたりましては、地域福祉を日頃から推進していただいている市民の参加が重要であるため、地域福祉推進委員会に市民公募委員8人を含む25人の各団体機関からの委員により構成し、意見を伺うとともに、委員会のもとに地域福祉の推進を中心的に担っている団体の委員7人による作業部会を設置して、計画案の策定に当たっていただいたところでございますのでご理解賜りたいと存じます。

【質問：②】

健康福祉部における各課題についてどのような方向でいつまでに議論をするのか全体の工程管理と今後大きな課題となる財源の確保、つまり社会保障関連総枠の中での見直しが必要となり、工程表は大きく3分野に分かれます。

- ① 基礎的な課題における改善・改革の方向性並びに工程表、
- ② 地域福祉計画は、横断的な課題における基本的方向と今度の進め方、
- ③ 各部門別計画は、基本的方向と今後の進め方。

つまり、策定にあたっては「既存組織や、行政内部のコンセンサス」も重要なポイントとなりますが、先日文教福祉委員会で資料請求した、「第2期宇治市地域福祉計画と主な関連計画の計画期間一覧表」を見ると、次年度以降、多くの計画策定が予定されています。その中でも第5期宇治市高齢者保険福祉計画・介護保険事業計画は各方面からも注目されています。そこで次の4点についてお尋ねいたします。

①計画の策定体制について

②計画内容について

- ・第4期は3年毎に見直し・策定しているが、時代背景が激変している現状から鑑みると、1年経過後等、中間時で計画をローリングするなどよりきめ細かな計画が必要ではないか。
- ・また第4期策定時、介護3施設や有料老人ホームをはじめとする住居型特定施設の整備等、第4期策定時には想定していなかった施設整備が必要となってきています。

③団塊世代対策について

- ・一挙に計画数値を押し上げることになるが、どのような対応を考えているのか？

④京都府と宇治市の役割と責務について

- ・特定施設等設置の場合等、意見書提出の意義について

【答弁：②】

高齢者保健福祉計画・第5期介護保険事業計画は、行政で作成するところでございますが、市民の声が反映されるようにアンケート調査を実施いたしますとともに、本市におきましては、宇治市高齢社会対策協議会を設置しておりまして、この中でご協議をいただくこととしております。なお、当協議会は学識経験者・保健医療関係者・福祉関係者・被保険者代表・行政職員等で構成し、15名の委員の内、被保険者代表として公募により3名の市民の方にご参加いただいているところでございます。

次に、本計画につきまして、3年間の計画期間中における見直しや修正をしていくべきではないかということでございますが、策定にあたりましては、社会情勢が変化していくことなどを考慮し、事業計画を立てる中で、3年間の介護保険料を設定しておりますことから計画期間中の見直しにつきましては考えておりませんので、よろしくご理解を賜りますようお願いいたします。

また、有料老人ホームの整備計画の策定ということでございますが、今後、第5期の計画を策定するにあたり、どのような整備年度、施設規模で整備していくかにつきまして、その需要や介護保険給付の見込み等を勘案しながら検討してまいりたいと考えております。

次に団塊の世代が計画に与える影響についてでございますが、団塊の世代がまもなく高齢期を迎え、65歳以上の高齢者人口が急速に増加することは周知のことでございますことから、次期計画となる高齢者保健福祉計画・第5期介護保険事業計画の策定にあたりましては、このことを念頭において、将来の介護サービスの給付量、施設整備等の数量を予測していくとともに、本市が実施している様々な福祉施策につきましても、真に必要なものは何かということにつきまして十分検討していく必要があると考えているところでございます。

なお、京都府への意見書の提出についてでございますが、老人福祉法に基づき設置される有料老人ホームの届出や指定に関しましては京都府の取り扱うところでございますが、これらの施設が設置されることにより、当該市町村の介護保険における給付費等に影響を与えることから、その施設が設置される市町村に京都府は意見照会を行い調整を図っているところでございます。意見を求められる市町村といたしましても、適正な介護給付量や介護保険財政が受ける影響を考慮し、京都府に市町村の意向を伝える貴重な手立てであると考えておりますので、よろしくご理解を賜りますようお願いいたします。

【質問：③】

～意見及び指摘、要望～

「事業計画を立てる中で、3年間の介護保険料を設定しておりますことから計画期間中の見直しについては考えていない。」との答弁がありましたが、国の介護保険料改定は2,000年介護保険制度開始から3年毎に見直しを行なうことが決まっています。特に2,012年は医療保険と同時改定となり制度見直しを含め大きな改定となることが予想されていますし制度見直しについては前倒しの話もあるようですが、本市の「第5期宇治市高齢者保険福祉計画・介護保険事業計画」には反映出来ない可能性もあります。情報収集に留意していただき速やかに反映していただくことをお願いいたします。

最後に、「全ての人（障がい者・高齢者等）には自分で選んだ場所で生活する権利があります。」

北欧やアメリカ等では、脱施設化、地域移行への動きがつくられてきていますが、未だ日本は、障がい児や障がい者、また高齢者にとっていつまでも好きな場所・地域で生活できる仕組みにはなっていません。

現在、福祉制度の大きな軸は施設処遇であります。これからの改革の方向性として、ただちに施設をなくすことはできなくても、基本的には、どんな人であっても地域で生活できるような制度に変え、仕組みを創ることが必要だというのが私の基本的な考え方です。

そこで、2003年内閣府「高齢者介護に関する世論調査」の高齢期居住に関する希望についてのアンケート結果を紹介しますと、

第1位 可能な限り自宅で介護を受けたい 44.7%

第2位 特別養護老人ホームや老人保健施設などの介護保険施設に入所したい 33.3%

第3位 介護付き有料老人ホームや認知症グループホームなどに住み替えて介護を受けたい 9%
となっています。

有料老人ホーム設置は介護保険給付費に大きく影響するとのお考えのようですが、その根拠となるデータはお持ちでないと聞いています。また住居地特例制度が出来、宇治市民が他市の特定施設に入所しても請求は本市にくるような仕組みになっています。

自治体に望まれる長期的な対策として、これから団塊の世代が後期高齢者に向かい、都市部或いはその近郊では高齢者が急増します。一方、施設不足は短期間では解決できません。自治体は地域の人口動向を踏まえて長期計画を立て、適切な施設数の増加と生活の質の向上を計る責務があるということを指摘して私の質問を終わります。